

## 市の独自支援施策を紹介します

市では、新型コロナウイルス感染症により、経営上深刻な影響を受けている市内事業者向けに独自の支援事業を行っています。ぜひ活用してください。  
問合せ 産業振興課商工観光係 ⑥55

### 新規

#### ■羽村市事業者応援事業助成金



▲羽村市事業者応援事業助成金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動に影響を受けている市内事業者の事業継続と従業員の雇用維持を支援するための助成金です。

対象 次のすべての要件を満たす事業者

- 令和2年以前から市内で営業している事務所または事業所を置く事業者で、営業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- 個人事業主：確定申告書で市内に事業所があることが確認できること
- 法人：本店または支店の登記が市内にあるか、確定申告書で市内に事業所があることが確認できること

- 納期の到来した市税(徴収猶予を受けている市税は除く)を完納していること
- 令和3年1月～12月のいずれかの月の売上高減少率が、直近の確定申告を行った事業年度の同月と比較して10%以上であること

- 「羽村市事業者緊急支援助成金」の交付を受けていないこと。ただし、令和3年7月～12月のいずれかの月の売上高減少率が、直近の確定申告を行った事業年度の同月と比較して10%以上である事業者は除く。
- ※東京都または国の助成金など(営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金)や国の「一時支援金など」は収入の算定となります。

#### 助成額

- 個人事業主：10万円
- 法人：20～50万円(資本金の額、市内従業者数によって金額が異なります)

#### 申請方法

郵送による提出  
申請期間 8月2日(月)～令和4年2月28日(月)(当日消印有効)

#### 申請書の配布

市役所産業振興課(西分室)・1階案内、羽村市商工会で配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。  
送付先 〒205-8601(所在地記載不要)  
羽村市産業振興課 事業者応援事業助成金担当宛

#### ■羽村市生産性向上事業助成金



▲羽村市生産性向上事業助成金

コロナ禍を乗り越えるため、業務効率化など操業環境向上の取組みを行った市内事業者に対し、設備導入などに係る経費の一部を助成します。

#### 対象

- 個人事業主：市内に事業所がある個人事業主
  - 法人：市内に事業所のある中小企業および従業員規模が中小企業と同程度の法人
- ※除外業種などの条件があります。

助成対象経費 生産性向上のための取組みに係る機械装置費、システム構築・導入費、技術導入費、専門家経費など

※昨年の羽村市生産性向上事業助成金の交付決定を受けている同一の取組みは対象外です。また、国および東京都からの助成金を受けている場合は、自己負担額部分が助成対象経費になります。

#### 助成額

助成対象経費の3分の2  
助成上限額 50万円(上限額に達するまでは複数回の申請が可能)

申請期間 8月2日(月)～令和4年2月28日(月)

### 拡充

#### ■羽村市中小企業資金融資制度

#### ■羽村市小口零細企業資金融資制度

市と契約している金融機関でこの制度を事業者が利用する場合、市が利子の一部を補給します。

利率 1.6%(自己負担0.8%)

利子補給 市が金融機関に0.8%

保証料 保証料の2分の1補助(上限：中小企業資金融資制度20万円、小口零細企業資金融資制度15万円)

#### 【東京都制度融資と連携が可能になりました】

東京都の制度融資の要件を満たしている場合には、東京都制度融資と連携が可能になり、都からの保証料補助も受けることができます。

#### 対象経費

- 中小企業資金融資制度：設備資金・開業資金
- 小口零細企業資金融資制度：運転資金・設備資金・開業資金



▲羽村市中小企業資金融資制度



▲羽村市小口零細企業資金融資制度

### 既存の支援

#### ■技術力向上及び人材育成支援助成金

市内の中小企業者が技術力向上および人材育成のために要した講習会の受講料や資格取得の費用について、企業者が負担した経費の2分の1(上限20万円)の額を助成します。



▲技術力向上及び人材育成支援助成金

#### ■中小企業販路開拓支援助成金

市内中小企業者の新たな販路開拓を支援するため、展示会や見本市への出展料、自社の製品・技術などの販売促進に係る費用のほか、ウェブサイトの新規作成や大幅改修などの経費について、助成対象経費の2分の1(本助成金を初めて利用する方は3分の2、いずれも上限10万円)を助成します。



▲中小企業販路開拓支援助成金

#### ■地域イノベーション創出事業助成金

市内中小企業者が単独または連携して行う、新製品・新技術などの開発費用や、生産性向上に係るシステム構築費の一部を助成します(助成メニューが複数あります)。



▲地域イノベーション創出事業助成金

※すべての助成金について、予算額に達した場合は受けを終了します。

※詳しくは、市公式サイトまたは産業振興課で配布している書類を確認してください。



### 市内事業者の皆さん!

#### 市内事業者相談支援事業を利用してください

商工会では、市独自支援策や給付金などの申請支援、経営相談など専門家による相談を週2回受け付けています。困っていることがあれば、気軽に、まずは電話で問い合わせてください。

期間 令和4年1月28日(金)までの毎週火・金曜日 午前9時～午後5時  
※祝日、年末年始を除く。  
問合せ 羽村市商工会  
☎ 555-6211(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) / 産業振興課商工観光係 ⑥57